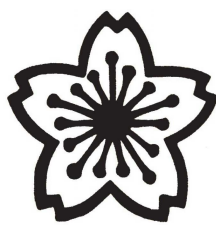


## 情報開示

### 項目

- ・ 定款
- ・ 一般社団法人 教育文化振興実践桜会 業務運営規程
- ・ 業務運営規程 補記
- ・ 役員名簿（2023年5月11日現在）
- ・ 会員数（2023年3月16日現在）
- ・ 貸借対照表（2023年3月31日現在）
- ・ 正味財産増減計算書（2022年4月1日～2023年3月31日）

一般社団法人  
教育文化振興実践桜会 定款  
(Jissen Women's Educational Institute Alumnae Group)



# 一般社団法人 教育文化振興実践桜会 定款

## 第1章 総 則

<名称>

第1条 この法人は、一般社団法人教育文化振興実践桜会と称する。

<事務所>

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第2章 目的及び事業

<目的>

第3条 この法人は、学校法人実践女子学園（以下「学園」という）の事業を支援するとともに、会員相互の親睦提携を図り、あわせて、教育と文化の発展に資する事業を行い、もって、広く社会に貢献することを目的とする。

<事業>

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学園の教育事業の発展に資するための援助
  - (2) 基金の設置等による奨学事業
  - (3) 社会教育、生涯学習、文化活動等のための研修会、講演会、講習会及び展覧会等の開催並びにこれらを主宰する団体に対する助成事業
  - (4) 会員および一般の使用に供する施設(会館等)の管理運営
  - (5) 会員相互の親睦提携
  - (6) パンフレットおよび機関紙等の発行
  - (7) その他目的を達するために必要な事業
2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行う。

## 第3章 会 員

<資格・入会・権利>

第5条 この法人は、正会員及び賛助会員の2種類の会員をもって構成する。

2. 正会員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学園経営の各学校卒業生で本会の趣旨に賛同して入会し、年会費を納める者
- (2) 学園経営の各学校に、その修業年限の2分の1以上在学した者のうち、本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を受けて入会し、年会費を納める者

3. 賛助会員とは、前項規定の者以外で、本会の事業を賛助するために、理事会の承認を受けて入会した個人または団体をいう。

4. 会員の入会に関する事項は理事会が定める。

5. 正会員は、等しくこの定款の定めるところにより代議員を選出し代議員に選出される権利を有し、

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に定める社員と同様に情報開示請求権を有する。

#### <会費>

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2. 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

#### <任意退会>

第7条 会員は、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

#### <除名>

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### <会員の資格の喪失>

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### <会員名簿>

第10条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

## 第4章 代議員

#### <代議員>

第11条 この法人は、正会員のうちから選出された代議員をもって一般法人法上の社員とする。

2. 代議員の数は120名以上200名以内とする。
3. 代議員選出に関する事項は理事会が定める。

#### <代議員の任期>

第12条 代議員の任期は選出後2年以内を実施される代議員選出手続終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 代議員が欠けた場合のために補欠の代議員として選出された場合の任期も、前項と同じとする。

#### <代議員の資格の喪失>

第13条 代議員に次の事由の一つが生じたときはその資格を当然失う。

(1) 正会員でなくなったとき

(2) 総会の日までに前年度分年会費を納入しなかったとき

<代議員の辞任>

第14条 代議員は理事長に辞任届を提出することにより、いつでも辞任できる。

<代議員の解任>

第15条 代議員について第8条所定の事項に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該代議員を解任することができる。

## 第5章 総 会

<構成>

第16条 総会は代議員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般法人法の社員総会とする。

<権限>

第17条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

<開催>

第18条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。

3. 臨時総会は、必要に応じて開催する。

<招集>

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 総会を招集するには、理事長は、総会の日前2週間前までに、代議員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

<議長・副議長>

第20条 総会に議長および副議長をおく。

2. 議長は、その総会において、代議員出席者のうちから選出する。

3. 副議長は、議長が指名する。

4. 副議長は、議長を補佐する。

<議決権>

第21条 代議員は、総会において各1個の議決権を有する。

<決議>

第22条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

<書面による議決権行使>

第23条 総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

<議決権の代理行使>

第24条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第22条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。

<議事録>

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長、副議長および出席した理事2名以上がこれに署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

<役員の設定>

第26条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以上21名以内
  - (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
4. 代表理事以外の理事のうち、8名以内を常任理事とし、常任理事を一般法人法の業務執行理事とする。

<役員を選任>

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

<理事の職務及び権限>

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 常任理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の会務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
4. 理事長及び常任理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

<監事の職務及び権限>

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

<役員任期>

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続三期を超えることはできない。

2. 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。増員により選任された理事の任期は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
3. 理事及び監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<役員解任>

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

<役員報酬等>

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会務執行につき必要な実費を支給することができる。

<役員損害賠償責任の免除>

第33条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。ただし、その責任のすべてを免除することは総正会員の同意を要する。

## 第7章 理事会

<構成>

第34条 この法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事で構成する。

<権限>

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定及び規則の制定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常任理事の選任及び解職

<招集>

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会招集通知の手続を経ることなく開催することができる。

<議長>

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

<決議>

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

<議事録>

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印のうえ、事務所にこれを保管する。

## 第 8 章 資産および会計

<基本財産>

第 40 条 別表の財産は公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議にもとづいて総会の承認を得て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

<事業年度>

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

<事業計画及び収支予算>

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3. 事業年度開始の日までに第 1 項の収支予算書について総会の承認を得ることが困難なときは、理事長は、理事会に事業年度開始後 2 か月分の収支予算書を提出してその承認を得る。ただし、この



収支予算書は当該年度収支予算書について総会の承認を受けた時は失効するものとし、執行済収支は当該年度収支予算書にもとづくものとみなす。

#### <事業報告及び決算>

第 43 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を提出し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### <借入金等>

第 44 条 この法人が、重要な財産の処分もしくは譲受け、または重大な事項について、新たに義務の負担をし、もしくは権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議にもとづいて総会の承認を得なければならない。

2. 当該事業年度内の収入をもって償還する一時借入金、または、日常業務遂行に伴う少額借入金を除く借入れをしようとするときも、前項同様とする。

#### <剰余金の分配の制限>

第 45 条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

#### <定款の変更>

第 46 条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

#### <解散>

第 47 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### <残余財産の帰属>

第 48 条 この法人が清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業を行う公益的な団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

#### <公告の方法>

第 49 条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第 11 章 事務局

<事務局>

第 50 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会が定める。

## 第 12 章 雑 則

<委任>

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が定める。

別表 基本財産 (第 40 条関係)

財産種別	
預 金	27,966,601円

### 附 則

この定款 (変更) は 令和 3 年 5 月 23 日より施行する。

### 主な改訂履歴

1. この定款は、昭和 36 年 8 月 12 日より施行する。(社団法人 桜同窓会設立認可)
1. 認可 平成 12 年 2 月 16 日。施行 同年 4 月 1 日。(名称・目的等変更)
1. (名称変更) 平成 23 年 12 月 4 日より施行する。
1. (代議員制) 平成 26 年 5 月 18 日より施行する。

# 一般社団法人 教育文化振興実践桜会

## 業務運営規程

### (目的)

第1条 理事会は、一般社団法人教育文化振興実践桜会（以下「本会」という）の定款に基づき、本会の業務の適正円滑な遂行を図るため、本規程を定める。

### (定数)

第2条 本会が定款第4条の事業を行うため、次のとおり、五部を設けて、各部が行う業務の担当理事の定数を定める。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1) 総務部（理事4～5名） | 2) 事業部（理事3～4名） |
| 3) 財務部（理事2～3名） | 4) 文化部（理事2～4名） |
| 5) 広報部（理事4～5名） |                |

2 前項の担当理事は、理事長が理事会の議を経て選定する。

### (職務分掌)

第3条 各部が分掌する業務は次のとおりとする。

(1) 総務部：次の会務を統括する。

- 1) 総会、理事会、その他、会議会合に関すること（開催、記録）
- 2) 役員、職員の人事に関すること（特命委員、外部雇用を含む）
- 3) 会員管理及び活動全般に関すること
- 4) 会館建物管理、営繕、清掃、整備、備品等、会館使用上に関すること
- 5) 渉外活動に関すること（学園、学生生徒保護者団体、役所他）
- 6) 協力団体に関すること
- 7) その他、業務及び運営管理に関すること

(2) 事業部：次の公益事業を統括する。

- 1) 母校教育援助事業（助成金）
- 2) 社会活動助成事業
- 3) 実践桜会奨学基金事業
- 4) 実践桜会国際交流基金事業
- 5) 生涯学習事業（図書・教室等管理）
- 6) 結婚相談
- 7) 会館貸室業務
- 8) その他、公益事業に関すること

(3) 財務部：次の会計業務を統括する。

- 1) 公益法人会計基準に基づく会計処理
  - 2) 予算書、決算書等の作成
  - 3) 日常会計事務
  - 4) 公認会計士、監事との折衝
  - 5) その他、財産の運営管理に関すること
- (4) 文化部：次の事業を統括する。
- 1) Sakura ショップ、観劇会、親睦会等の企画
  - 2) 記念品販売に関すること
  - 3) その他、会員の親睦に関すること
- (5) 広報部：会報等、広報に関することを統括する。
- 1) 那与竹の発行
  - 2) なよたけ情報版の発行
  - 3) ホームページ管理・運営
  - 4) その他、広報に関すること

(実践キャリアネット)

第4条 本会は会員の職業活動を支援する業務を行うため実践桜会の公益目的事業の活動組織として実践キャリアネットを設置し、事務局においてその活動運営する。

- 2 実践キャリアネットはキャリアを中心に会員内外間の活動として以下の活動を行う。
  - 1) キャリアネット総会、セミナー、親睦会の開催
  - 2) 学園在学生、卒業生のための就職・転職相談会
  - 3) 実態調査、広報活動
  - 4) 実践キャリアネットは定期的にまたは理事会から求めのあるときは、その活動状況を理事会に報告する。

(協力団体)

第5条 本会は会員による系列団体と地域団体を本会の協力団体とする。

- 2 正会員が各校各科の系列ごとに結成する科会をもって系列団体とし、正会員が地域ごとに結成する支部をもって地域団体とする。

(助成)

第6条 本会は協力団体に対し本会の目的を実現するために正会員が科会または支部において行う自主的活動に必要な助成を行う。

2. 科会及び支部並びに助成に関する事項は別途理事会で定める。

(特命委員)

第7条 本会は定款第4条の事業に関する業務を補佐するため、次の特命委員各若干名を置くことができる。

- 1) 結婚相談委員
  - 2) 情報技術（IT）相談委員
  - 3) 実践桜会国際交流基金奨学生選考委員
  - 4) その他、特に必要とする場合
2. 特命委員は正会員のなかから、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
  3. 特命委員は理事長の意を受けて、委嘱を受けた業務を遂行し、定期的または理事長から求められたときはその業務状況等を報告する。
  4. 特命委員の委嘱期間は2年とする。ただし、第1項3)の委嘱期間は1年とする。再委嘱を妨げない。
  5. 特命委員の業務に関する必要事項は別途理事会で定める。

（運営委員会）

第8条 本会は本会の目的を達成し、会務の運営を円滑に行うため運営委員会を設ける。

2. 理事長は、会務の運営に関して広く正会員の意見を聴するなど必要な場合、運営委員会を開催し、業務の運営に関する意見を求めることができる。
3. 運営委員会の組織運営に関する必要事項は別途理事会で定める。

（役員候補選考委員会）

第9条 本会は本会の役員に正会員の中から適切な人材の就任を実現するため役員候補選考委員会を設ける。（以下、選考委員会と呼ぶ。）

2. 理事長は理事会の議を経て正会員のなかから選考委員会委員8名以上17名以内を委嘱する。同委員には常任理事1名が含まれることを要する。
3. 選考委員会の委員長は同委員の中から選定する。
4. 選考委員会は理事長の請求を受けて委員長が招集する。
5. 選考委員会は本会の役員の候補として適切な正会員を理事会に推薦することを任務とする。
6. 選考委員会委員は、役員候補者になることはできない。
7. 選考委員会委員はその任務を遂げたときをもって委嘱期間が終了する。
8. 選考委員会の組織運営に関する必要事項は別途理事会で定める。

（その他委員会等）

第 10 条 前各条に定めるもののほか、理事長は理事会の議を経て、特定の業務の運営に関する助言を得るため、あるいは同業務の周知をはかる等の目的のために、各種の委員会その他の活動組織を設置し、正会員のうちから若干名にその運営を委嘱することができる。これらの委員会等に関する事項は理事会が別に定める。

(交通費および経費の支給)

第 11 条 本会の役員、特命委員および各委員会委員の本会業務に従事する費用として次のとおり支給する。

- 1) 役員が会務を行う場合に支給する費用は、往復の通常交通機関の合理的に相当する交通費及び日額 1,000 円とする。
- 2) 役員が出張（桜会会館以外 100km 以上）して会務を行う場合に支給する費用は、往復の通常交通機関の合理的に相当する交通費、若干の宿泊費及び日額 3,000 円とする。
- 3) 特命委員が会務を行う場合、往復の通常交通機関の合理的に相当する交通費を支給する。ただし、結婚相談特命委員については日額 10,000 円とする。
- 4) 理事長が招集した委員会委員が委員会に出席する場合、各往復の通常交通機関の合理的に相当する交通費を支給する。

(慶弔費)

第 12 条 本会の発展に寄与した関係者の慶弔については、次のとおりとする。

- 1) 学園関係には、祝い金、弔慰金等を贈る。
- 2) 本会の発展に寄与した会員には、10,000 円以上の祝い金、弔慰金または生花、祝電、弔電を贈る。
- 3) 前・現理事長、現理事、監事、各科会長、各支部長、本部職員には供花と香典を贈る。
- 4) 前・現理事長、現理事、監事、本部職員の配偶者には供花か香典、弔電のいずれかを贈る。
- 5) その都度、社会情勢及び経済状況に合わせ理事会で協議し決定する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2. 一般社団法人教育文化振興実践桜会内規（平成 23 年 4 月 1 日制定施行）及び同細則（同日制定施行）はいずれも本規程の制定施行をもって廃止する。
3. 上記 2 に伴い業務運営規程運営を補うものとして「理事会 確認事項」を作成。

## 附 則

1. この規程は、平成30年8月24日理事会の議決の日をもって施行する。(内規・細則の廃止)
2. この規程は、令和4年3月5日理事会の議決の日をもって施行する。(各部業務担当理事人数、文化部職務分掌変更)
3. この規程は、令和4年12月3日理事会の議決の日をもって施行する。(文化部職務分掌、交通費及び経費の支給、改廃の変更)
4. この規程は、令和5年1月14日の理事会の議決の日をもって施行する。(「理事 確認事項」を「業務運営規程 補記」に名称変更)
5. この規程は2024年3月2日の理事会の議決の日をもって施行する。(事業部・キャリアネット職務分掌変更)

## 業務運営規程 補記

本補記は、業務運営規程の条文中説明を要するものについて記載するものである。従って業務運営規程の条文が変更された場合は、補記の内容も変更する事がある。

### 1. 正会員の活動基盤（業務運営規程 協力団体 第5条）

理事会が業務運営に関して正会員への広報活動等を行うにあたっては、以下の正会員の自主的活動基盤に適した態様をとるものとする。

#### A 系列

(1) 当会正会員の出身校・科により次の系列とする。

- 1) 高女・高校系
- 2) 被服・生活環境系
- 3) 家政・食物系
- 4) 国文系
- 5) 英文系
- 6) 美学美術史系
- 7) 生活文化系
- 8) 人間社会系

(2) (1)の系列は、学園の組織編成や正会員の構成の変動などの事情により必要な場合、関係する系列の正会員から意見を聴取したうえで、変更することがある。

(3) 各系列では代表者として科会会長を選出し、理事会にその届け出があるときは、当該科会会長を当該系列の正会員の意向を代表するものとして扱うこととする。

#### B クラス

当会正会員が在校中の各校各科卒業年度クラス別に代表を選出し理事会に届出があるときは、クラス代表を当該クラスの正会員の意向を代表するものとして扱うこととする。

#### C 支部

(1) 当会正会員が当会活動を主として行う地域ごとに支部を結成し、その代表者として支部長を選出し理事会に届出があるときは、当該支部長を当該支部の正会員の意向を代表するものとして扱うこととする。

(2) 各支部は正会員の構成の変動などの事情により必要な場合、関係する支部との調整を図ったうえで適宜統合分離をすることがある。

### 2. 運営委員会委員候補について（業務運営規程 運営委員会 第8条）

(1) 理事長が運営委員会委員を委嘱するにあたっては、とくに支障のない限り、歴代理事長・法人役員・各特命委員・各科会会長・各支部長の現職及び前任者並び



にクラス代表を候補に含むものとする。クラス代表については、各校各科卒業年度クラスごと2名を限度とする。

- (2) 運営委員会委員の委嘱期間は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。なお、委嘱期間満了後は、その都度候補者に委嘱の意思を問い、委嘱を受理する者に委嘱状を渡す。
- (3) クラス代表委員については運営委員の任期を定めず、年代に応じて桜会活動に係わりが持てるように働きかけて行く。
- (4) 理事長は本会の運営に必要なときは、理事会の議を経て運営委員会を開催して委員の意見を求め、また、委員でない者の出席を求め発言を得ることができる。これにより、運営委員以外で運営委員会の議題に意見・提言のある旨を桜会に申し出た会員については参加を認める事とする。
- (5) 委員会の審議は、忌憚のない意見の交換を旨とし、定足数は定めず、決議はしないこととする。

### 3. 役員候補選考委員会について（業務運営規程 役員候補選考委員会 第9条）

- (1) 理事長が選考委員会委員を委嘱するにあたっては、各科会会長及び各支部長にその候補を各2名を限度として推薦を求め、その被推薦者及び常任理事中1名を候補とする。
- (2) 選考委員会委員は自ら役員候補となることはできない。
- (3) 選考委員会委員長は委員の互選により選出する。
- (4) 選考委員会は次期役員候補たる会員名簿を理事長に提出し、その後、理事会に推薦し報告することを任務とし、理事会はその報告を尊重した上で、総会に議案として提出する役員候補を決する。

### 4. 理事長が前二項（補記【2. 運営委員会委員候補について（1）】並びに補記【3. 選考委員会について（1）】）によらないで運営委員会または選考委員会の各委員を委嘱する場合はその事情を理事会に説明し理解を得るようにする。

また、前二項と異なる方法により各委員または役員候補を選定しようとするときは、各系列及び各支部の意見を聴取し、理事会の議を経るものとする。

#### (1) 委員会選出の理事の人数が会の運営に不足の場合

理事長が、理事または正会員2人の推挙を得た正会員を理事候補として理事会に推薦し、理事会の審議を経て理事会推薦理事候補として総会にて承認を受ける。

#### (2) 現役の理事が任期途中で辞任した場合

理事の選任は定時総会議決が必須である。理事が定数を下回る場合は任期途中で理事の辞任は新たな理事が選任されるまで理事職に就く事が原則である。

理事から辞任の申出があり、なお理事の定数を上回っている場合で、実質的な人手

が足りないときは、「理事待遇」などの役職を設けて、理事ではないが理事に準じた業務を執行して貰う正会員を選出する。

5. 理事会において常任理事を選定するにあたっては各系列 1 名をその候補に含めるものとする。
6. 理事会各理事は当会の業務運営にあたって、業務運営規程 補記を尊重するものとし、以降の理事会にこれを引き継ぐものとする。

#### 附記

1. 2023 年 1 月 14 日の理事会をもって変更（「理事会 確認事項」を「業務運営規程 補記」と名称変更し、「業務運営規程」と共に運用するものとする。）
2. 2024 年 4 月 13 日理事会にて承認（補記の「冒頭文」の変更・「3. (4)」加筆変更並びに「4. (1) (2)」の追加記載。）

2022・2023年度 役員名簿

理 事 長		大和 恵子
総務部	常任理事	竹内 節子
	理 事	渡邊 文代
	理 事	レイク 聖衣子
	理 事	河西 範子
事業部	常任理事	松田 寿子
	理 事	田邊 美紗代
	理 事	篠原 令子
財務部	常任理事	山中 託子
	理 事	大村 宏子
文化部	常任理事	野崎 啓子
	理 事	山本 由紀
広報部	常任理事	倉持 明子
	理 事	油井 恵子
	理 事	白岩 葉子
	理 事	三浦 雅子
監 事		久保 きみ子
監 事		佐々木 博美

## 会員数

当法人の会員数は下記の通りである。

正会員数                    63,292 名（2023年3月16日）

年会費納入者数            4,696 名（2022年4月1日～2023年3月31日）

会員名簿は個人情報につき公開いたしません。

# 貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現 金	491,345	994,587	△ 503,242
普通預金	14,654,768	18,307,633	△ 3,652,865
定期預金	20,040,000	17,640,000	2,400,000
流動資産合計	35,186,113	36,942,220	△ 1,756,107
2 固定資産			
(1)基本財産			
預金その他			
定期預金	27,966,601	27,966,601	0
基本財産合計	27,966,601	27,966,601	0
(2)特定資産			
実践桜会奨学特定資産	4,750,000	5,650,000	△ 900,000
国際交流特定資産	42,360,000	44,760,000	△ 2,400,000
修繕積立資産	30,000,000	30,000,000	0
事業調整引当特定資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	82,110,000	85,410,000	△ 3,300,000
(3)その他固定資産			
定期預金等	49,450,000	53,370,000	△ 3,920,000
減価償却資産			
建 物	54,462,033	55,864,488	△ 1,402,455
建物附属設備	7,805,562	9,853,418	△ 2,047,856
什器備品等	143,228	277,123	△ 133,895
その他固定資産合計	111,860,823	119,365,029	△ 7,504,206
固定資産合計	221,937,424	232,741,630	△ 10,804,206
資産合計	257,123,537	269,683,850	△ 12,560,313

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>Ⅱ 負債の部</b>			
1 流動負債			
前 受 金	2,890,000	4,284,000	△ 1,394,000
預 り 金	18,417	25,319	△ 6,902
流動負債合計	2,908,417	4,309,319	△ 1,400,902
2 固定負債			
入会予納金	49,450,000	53,370,000	△ 3,920,000
固定負債合計	49,450,000	53,370,000	△ 3,920,000
負債合計	52,358,417	57,679,319	△ 5,320,902
<b>Ⅲ 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産			
寄 付 金	75,076,601	78,376,601	△ 3,300,000
指定正味財産合計	75,076,601	78,376,601	△ 3,300,000
(うち基本財産への充当額)	(27,966,601)	(27,966,601)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(47,110,000)	(50,410,000)	(△3,300,000)
2 一般正味財産	129,688,519	133,627,930	△ 3,939,411
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
正味財産合計	204,765,120	212,004,531	△ 7,239,411
負債及び正味財産合計	257,123,537	269,683,850	△ 12,560,313

**正味財産増減計算書内訳表**  
2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計						その他会計			法人会計	合計	
	継1 母校助成	継2 奨学基金	継3 生涯教育	継4 貸室	継5 キャリアネット	共通	小計	会員親睦	共通			小計
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	753	753
基本財産受取利息							0			0	753	753
特定資産運用益	0	1,312	0	0	0	0	1,312	0	0	0	0	1,312
特定資産受取利息	0	1,312					1,312			0	0	1,312
受取入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,290,000	14,290,000
受取入金							0			0	14,290,000	14,290,000
受取会費	0	0	0	0	86,000	0	86,000	0	0	0	9,734,000	9,820,000
年会費							0			0	9,734,000	9,734,000
キャリアネット年会費					86,000		86,000			0		86,000
事業収益	0	0	140,000	895,550	0	0	1,035,550	779,619	0	779,619	764,000	2,579,169
生涯教育活動収益			140,000				140,000			0		140,000
貸室収入				895,550			895,550			0		895,550
社会活動収益							0	418,400		418,400		418,400
バザー収益							0	270,619		270,619		270,619
母校記念品販売収益							0	90,600		90,600		90,600
会合負担金収益							0			0	764,000	764,000
受取寄付金	0	3,300,000	0	0	0	0	3,300,000	0	0	0	743,386	4,043,386
受取寄付金							0			0	743,386	743,386
受取寄付金振替額		3,300,000					3,300,000					3,300,000
雑収益	0	0	0	0	28	0	28	0	0	0	198,000	198,028
受取利息					28		28			0	2,828	2,856
雑収益							0	0		0	195,172	195,172
経常収益計	0	3,301,312	140,000	895,550	86,028	0	4,422,890	779,619	0	779,619	25,730,139	30,932,648
(2) 経常費用												
事業費	2,260,000	3,479,004	514,118	6,782,988	277,683	0	13,313,793	12,744,714	0	12,744,714		26,058,507
母校助成金	2,000,000						2,000,000			0		2,000,000
常磐祭助成金	260,000						260,000			0		260,000
奨学給付金		900,000					900,000			0		900,000
国際交流給付金		2,400,000					2,400,000			0		2,400,000
国際交流事業雑費		86,713					86,713			0		86,713
図書費			49,572				49,572			0		49,572
社会活動助成金			325,430				325,430	1,104,200		1,104,200		1,429,630
バザー仕入							0	177,330		177,330		177,330
母校記念品仕入							0	36,536		36,536		36,536
広報費							0	4,178,751		4,178,751		4,178,751
給料手当				252,717			252,717	3,538,043		3,538,043		3,790,760
通勤費				28,966			28,966	405,521		405,521		434,487
旅費交通費		14,750	6,000		141,626		162,376	415,604		415,604		577,980

科 目	実施事業等会計							その他会計			法人会計	合計
	継1 母校助成	継2 奨学基金	継3 生涯教育	継4 貸室	継5 キャリアネット	共通	小計	会員親睦	共通	小計		
福利厚生費				899			899	76,532		76,532		77,431
報酬委託手数料			108,000		66,822		174,822	963,039		963,039		1,137,861
事務用品費		10,891		10,891	1,900		23,682	102,318		102,318		126,000
賃借料		50,694		50,694			101,388	405,548		405,548		506,936
通信費		15,956		12,626	38,343		66,925	205,189		205,189		272,114
会館管理費				1,639,501			1,639,501	273,250		273,250		1,912,751
水道光熱費				1,482,864			1,482,864	247,144		247,144		1,730,008
租税公課				615,675			615,675	102,613		102,613		718,288
減価償却費				2,688,155			2,688,155	448,026		448,026		3,136,181
雑費			25,116		28,992		54,108	65,070		65,070		119,178
管理費											8,813,552	8,813,552
給料手当											1,263,587	1,263,587
通勤費											144,829	144,829
旅費交通費											1,513,653	1,513,653
福利厚生費											7,278	7,278
報酬委託手数料											692,001	692,001
事務用品費											566,518	566,518
賃借料											506,935	506,935
通信費											200,737	200,737
会館管理費											313,736	313,736
水道光熱費											247,144	247,144
会館雑費											166,118	166,118
租税公課											173,366	173,366
交際費											114,050	114,050
總會費											2,455,575	2,455,575
減価償却費											448,025	448,025
経常費用計	2,260,000	3,479,004	514,118	6,782,988	277,683	0	13,313,793	12,744,714	0	12,744,714	8,813,552	34,872,059
当期経常増減額	△ 2,260,000	△ 177,692	△ 374,118	△ 5,887,438	△ 191,655	0	△ 8,890,903	△ 11,965,095	0	△ 11,965,095	16,916,587	△ 3,939,411
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用												
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額							0			0		0
当期一般正味財産増減額	△ 2,260,000	△ 177,692	△ 374,118	△ 5,887,438	△ 191,655	0	△ 8,890,903	△ 11,965,095	0	△ 11,965,095	16,916,587	△ 3,939,411